

古賀市新型コロナウイルス感染拡大防止補助金 Q & A

R3. 6. 30

Q 1. 古賀市新型コロナウイルス感染拡大防止補助金とはどのようなものか。

A 1. 古賀市内の事業者が、福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」を掲示してある古賀市内の事務所・店舗・倉庫・工場に対して感染防止策を行う場合に、実施に要する経費の一部を補助するものです。共同住宅、社宅、社員寮、住宅部分を兼ねているもの等の居住部分は対象となりません。また、複数人の出入りがなく常時人がいないような倉庫等も対象となりません。

Q 2. 対象となる事業者とはどのようなものか。

A 2. 古賀市内に事務所等を有する株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、中小企業者（個人事業主を含む）となります。古賀市に住民票がない個人事業者でも、市内にある事務所等に対策を実施する場合には対象になり得ます。

Q 3. 対象外となる事業者はどのようなものか。

A 3. 一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、組合、農事組合法人、学校法人等は会社法第2条第1項第1号に規定する「会社」、または、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」に該当しないため対象となりません。

Q 4. 家族経営の事務所で家族のみが出入りする場合、「複数の人の出入り」の対象となるか。

A 4. 対象となりません。

Q 5. キッチンカーは対象となるか。

A 5. キッチンカー等の移動販売車やタクシー等の車両、又はイベント出店のテント等の臨時的なものは対象となりません。長期的に建物で運営するものが対象となります。

Q 6. 店舗兼住宅は対象になるか。

A 6. 居住部分は対象となりません。壁や扉等で店舗部分と居住部分の空間がしっかり区切られている場合の店舗部分に要する経費は対象となります。

Q 7. 「本補助金の交付対象となる事業について、国（独立行政法人を含む。）若しくは県等の公的機関から補助金等の交付を受けている、又は受ける予定である者」とはどのようなものか。

A 7. 福岡県経営革新実行支援補助金（感染防止対策）や国の小規模事業者持続化補助金などの事業になります。令和3年度にこのような事業の補助金の交付を受けている又は本事業の申請時点において交付を受ける予定である場合は対象となりません。

Q 8. 本補助金を申請し既に25万円の交付決定を受けたが、残りの5万円分の追加申請は申請期間内であれば出来るのか。

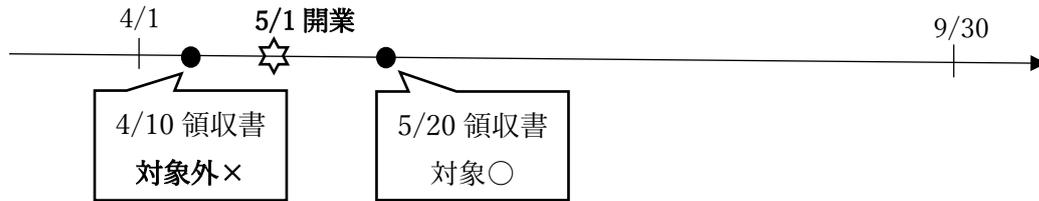
A 8. 出来ません。申請は1事業者1回限りになります。

Q 9. いつからの経費が対象になるのか。

A 9. 令和3年4月1日以降に設置した経費が対象になります。ただし、申請の際は、日付や金額が確

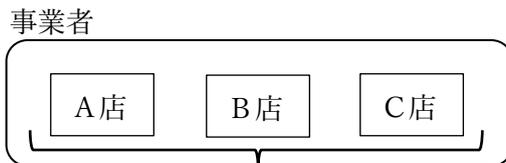
認できる領収書や経費の明細が分かるものを提出する必要があります。

また、令和3年4月1日以降に市内で開業した場合、開業した日以降に実施した経費のみが対象となりますのでご注意ください。



Q10. 古賀市内に複数店舗がありますが、店舗ごとに申請できますか。

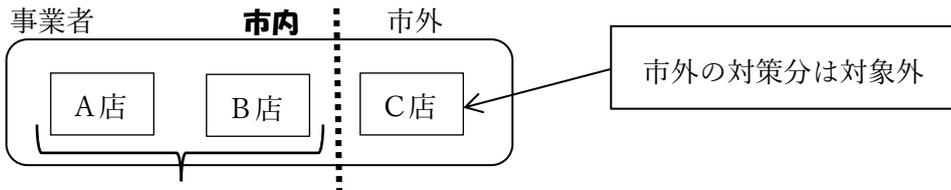
A10. 申請は店舗ごとではなく法人、個人事業者ごとの申請になります。複数店舗に対策を実施した場合でも1事業者あたりの上限は30万円となります。



補助金の上限は合計で30万円まで

Q11. 古賀市内だけでなく市外にも店舗がありますが対象になりますか。

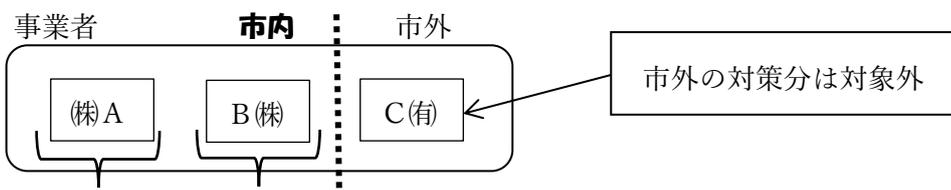
A11. 市内の店舗に実施した分が対象となります。市外の店舗の分は対象となりません。



補助金の上限は合計で30万円まで

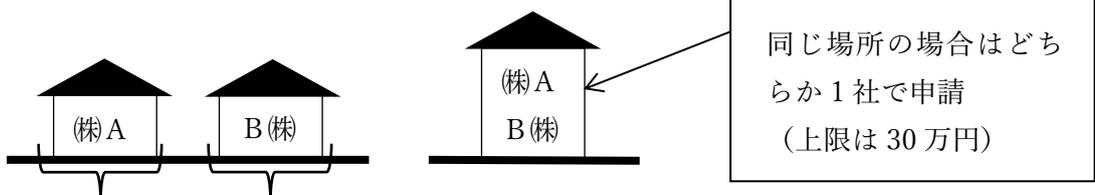
Q12. 複数の法人の代表を兼ねていますが、それぞれの事業者として申請できますか。

A12. 申請できます。申請は事業者ごとに上限は30万円となります。ただし、対策を講じる対象施設が同じ場所の場合は認められません。



補助金の上限は各社で30万円まで

ただし、



補助金の上限は各社で30万円まで

Q13. 支払いを確認できる書類を紛失してしたが、申請できるか。

A13. 領収書など支払が確認できる書類、費用の明細が確認出来る書類がない場合は、補助対象経費として認められません。再発行などで対応していただくをお願いします。